

一般財団法人都市農地活用支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人都市農地活用支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市農業振興の取組みと連携し、都市農地（主として三大都市圏内の市街地内の農地及びその周辺の農地をいう。以下同じ。）、都市農地と一体をなす屋敷林・樹林地及びその他の農的土地利用がなされている農地以外の土地（以下「都市農地等」という。）の計画的な利用・保全による良好な居住環境を有する宅地の形成、優良な賃貸住宅建設等及び都市農地等と宅地が調和したまちづくりを促進するための調査研究、事業支援、居住環境の維持改善、普及啓発等を行い、もって国民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 都市農地等の現況、利用・保全手法、利用・保全計画等に関する調査研究
- (2) 農家、農業協同組合、農家によるまちづくり団体、都市住民によるまちづくり団体等による都市農地等を計画的に利用・保全する事業の支援
- (3) 農家、農業協同組合、農家によるまちづくり団体等と独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等との共同事業等による都市農地等を計画的に利用・保全する事業の支援並びに居住者の利便に供する施設の管理及び居住環境の維持改善に関する業務
- (4) 総合的都市農家経営に関する調査研究及び事業の支援

- (5) 都市住民と農家の交流による地域コミュニティの形成等に関する調査研究及びその形成等を促進する事業の支援
 - (6) 都市農地等の計画的な利用・保全に関する情報提供、研修、図書の刊行その他の普及啓発
 - (7) 都市農地等の計画的な利用・保全に関する相談業務
 - (8) 第1号から前号に掲げる事業に関連する業務の受託
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、主として三大都市圏内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、運用益を得るための別表の金融資産を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において議決に加わることができる理事の3分の2以上の多数による承認、及び評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号から第6号までの書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款並びに役員及び評議員の名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれかにも該当しない者を理事会において選任する。
- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項の他、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成）

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の総額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分、除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分、除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1

項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上5名以内

ただし、令和9年6月の定時評議員会の終結の時までは、3名以上6名以内とする。

(2) 監事1名

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了の時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第5条に規定する基本財産の処分、除外の承認に関する決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が署名し、又は記名押印する。ただし、当該理事会の決議により、出席した理事及び監事が署名し、又は記名押印することができる。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する他の公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 雑則

(細則)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
代表理事（理事長） 角地 徳久
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
業務執行理事（常務理事） 佐藤 啓二
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
小南正雄 塩崎康弘 高橋賢一
根岸宏文 安田忠孝 吉村弘之

附 則

この定款の変更は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成26年6月27日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成27年6月24日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 23 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 6 月 27 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、令和 2 年 6 月 26 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、令和 3 年 6 月 28 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、令和 4 年 6 月 29 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、令和 5 年 6 月 28 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、令和 7 年 6 月 27 日から適用する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	金 額
現金預金	154,000,000 円
投資有価証券	1,526,000,000 円